

## 復興推進計画による規制・手続に関する特例 (国土交通省関係部分)

### 1. 建築基準法における用途制限に係る特例（建築基準法第48条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第48条により指定されている用途地域において、建築が原則として禁止されている建築物を建築することができるものとする。

### 2. 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（建築基準法第49条関係）

復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の特別用途地区における整備促進に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第49条第2項で定める建築物の建築制限の条例での緩和についての国土交通大臣による承認を不要とすることができるものとする。

### 3. 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（建築基準法第85条関係）

応急仮設建築物の活用に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の応急仮設建築物について、現行の存続期間（2年3ヶ月）を当該計画に定められた期間の範囲内で延長することができるものとする。

### 4. バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法第15条関係）

一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）に係る新設・変更等に係る事業を復興推進計画に定め、バス事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、路線の新設・変更等に係る道路運送法第15条の認可又は届出の手続が行われたものとみなすこととする。

### 5. 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例（公営住宅法第23条、第44条、附則第16項関係）

災害公営住宅等の建設等及び賃貸に係る事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、以下のとおり、入居者資格要件の緩和等を行うことができるものとする。

- (1) 当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間（10年以内の期間に限る。）、入居者資格要件（住宅に困窮、親族の同居、入居者の収入要件）のうち住宅困窮要件を満たせば他の要件も満たすものとみなす。

(2) 被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮(緩和)するとともに、譲渡対価の使途を公営住宅等の整備等のほか、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることができるものとする。

**6. 公営住宅の処分等の手続に係る特例（公営住宅法第44条、第45条、第46条関係）**

公営住宅等の用途廃止、社会福祉法人等による使用及び他の地方公共団体への譲渡に係る事業を計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、国土交通大臣の承認が行われたものとみなすこととする。

**7. 他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（河川法第35条等、電気事業法第103条関係）**

河川法の許可を受けた水利利用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業が定められた復興推進計画について、河川管理者を構成員とする地域協議会において当該水力発電事業に係る水利利用に関する計画が協議されていること等の一定の条件を満たした上で、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、河川法等で義務付けられている関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長の意見の聴取等の手続を省略することができるものとするとともに、河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定める場合に、他の水利利用に関する標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めることとする。

**8. 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法第7条関係）**

鉄道ルートの変更に係る事業を復興推進計画に定め、変更後の駅の位置及び名称に関し鉄道事業者の同意を得た上で申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法第7条の認可又は届出が行われたものとみなすこととする。

**9. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応**

**○政令又は省令で規定する予定の特例措置**

**都市公園の占用に関する制限緩和（政令事項）**

復興のための仮設店舗その他の施設について、より柔軟に占用が認められるよう、都市公園の占用に関する都市公園の規模の制限等を緩和する措置を講じるものとする。

**10. 施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする。**